

熊本森林管理署庁舎内1階  
飲料自動販売機の設置・管理  
運営業務公募要綱

令和8年2月  
熊本森林管理署

熊本森林管理局庁舎内1階  
飲料自動販売機の設置・管理運営業務公募要綱

目次

1 趣旨	1
2 基本概念	1
3 公募内容	1
4 応募者の資格	4
5 応募手続等	4
6 出店者予定者の決定及び公表	5
7 使用許可の手続き	5
8 出店予定者の決定の取消し	5
9 その他	6
10 応募書類	7
(1) 応募申請書	
(2) 適合証明書	
(3) 国有財産の使用料の額の提案書	
(4) 誓約書	
(5) 提出書類	
(6) 企画提案内容一覧	
(7) 質疑書、質疑書別紙	
(8) 熊本森林管理署庁舎案内図	
(9) 自動販売機出店箇所平面図	
(10) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)(抜粋)	

## 1 趣旨

熊本森林管理署は、職場における生活の向上を図り職員の福利厚生を増進するため、熊本森林管理署庁舎1階の所定の場所において、引き続き、飲料自動販売機を設置することから、有償により国有財産の使用許可を受けて自動販売機の設置から商品の販売、管理まで総合的に運営する出店者を公募する。

## 2 基本概念

企画立案に当たっては、主に次の事項について重視するものとする。

### (1) 職員のニーズへの対応

職員のニーズに合った商品・価格等

### (2) 安定的かつ継続的な自動販売機運営に必要な能力

① 適正な従業員の配置体制

② 適正な衛生管理体制

### (3) 省エネルギー対策を踏まえた環境への配慮及び公益への貢献

## 3 公募内容

### (1) 業務内容

飲料自動販売機の設置・管理運営

### (2) 使用許可物件

① 所在地 熊本県菊池市隈府907

② 施設名称 熊本森林管理署 庁舎内1階 自動販売機置場

③ 位置 「10(9)熊本森林管理署自動販売機出店箇所平面図」のとおり

④ 面積 1.28㎡(転倒防止装置を含めた外寸の面積、空き容器回収箱設置面積を含む。)

### (3) 出店方法

「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」(昭和33年1月7日付け蔵管第1号大蔵省管財局長通達)に基づき、国有財産使用許可を受け出店する。

### (4) 国有財産の使用料の額

今年度の使用許可期間に係る1平方メートル当たりの国有財産の使用料の年額(消費税を除く。以下「基準使用料」という。)は、次のとおりとする。

・熊本森林管理署 庁舎内 1階 10,589円

なお、基準使用料は、毎年度の見直しにより改定する場合がある。

### (5) 応募方法及び徴収する国有財産の使用料の額

① 応募者は、「10(1)応募申請書」にて、申請すること。

② 本公募においては、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(昭和33年1月7日付け蔵管第1号大蔵省管財局長通達。以下「蔵管第1号」という。)の規定に基づき、応募者から国有財産の使用料の額の提案(以下「提案使用料」という。)を求め、その額を選定基準の一つとするため、「10(3)国有財産の使用料の額の提案書」に、基準使用料の額以上の提案使用料を記載するものとする。

③ 本年度に徴収する国有財産の使用料の額は、提案使用料の額に「3(2)④面積」に該当する面積を乗じた額とする(消費税及び地方消費税に係る課税事業者あつては、当該金額の110分の100に相当する金額を加算した額。円未満切捨て。に以下同じ。)

④ 使用料は、熊本森林管理署の指定する期日までに原則として全額前納により納付する。なお、使用期間が1年に満たない場合は月割又は日割により計算した額を納付する。

⑤ 使用料の他に3(2)の使用許可物件に係る電気料の実費を別途徴収する。なお、

電気料の測定にかかる機器(子メーター)の設置は出店者において負担し設置する。

(6)使用許可期間及び使用許可の更新

使用許可期間は、使用を許可する日から令和13年3月31日までとする。ただし、熊本森林管理署が必要と判断した場合には、1年を超えない範囲内で使用許可を更新することができるものとし、5年を限度とする。

(7)自動販売機の設置工事

- ① 出店者は、自らの責任と負担において、必要な工事を行うものとする。
- ② 出店者は、着工前に、あらかじめ熊本森林管理署と設計及び施工の協議を行い承認を得るものとする。  
なお、熊本森林管理署は、工事終了後、協議内容に適合しているかの確認を行うものとする。

(8)使用上の制限等

- ① 自動販売機出店の運営に当たっては、本要綱に定める事項を遵守することとする。
- ② 出店者は、3(2)の使用許可物件について、常に善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
- ③ 出店者は、3(2)の使用許可物件を第三者に転貸し、又は担保に供することはできない。また、3(2)の使用許可物件について、修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって、熊本森林管理署の承認を受けなければならない。
- ④ 原材料・廃棄物等の搬入・搬出において、駐車場を使用する場合は、以下の場所を使用するものとする。ただし、庁舎管理者から指示があった場合は、その指示に従うものとする。

駐車場 9時00分～17時00分 庁舎東側駐車場

(9)管理運営に当たっての条件等

- ① 自動販売機出店の運営主体は、自動販売機の企画・運営のノウハウを持つ運営会社(者)とする。
- ② 出店者は、管理運営を企画提案に基づき行うものとする。
- ③ 出店者は、故障、販売商品の損傷等について、利用者又は熊本森林管理署から連絡を受けた場合は、迅速に対応するものとする。
- ④ 出店者は、管理運営を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ⑤ 設置する自動販売機は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の【判断の基準】を満たしているものとする。(10(10)のとおり)
- ⑥ 出店者は、自動販売機から発生する全ての廃棄物を出店者の責任で搬出し、全て再生利用するものとする。
- ⑦ 出店者は、売上数の増減に伴い販売商品の入替の必要が生じた場合は、あらかじめ熊本森林管理署と協議すること。
- ⑧ 出店者は、管理運営について変更等を行う場合は、あらかじめ熊本森林管理署と協議し、承認を得るものとする。
- ⑨ 熊本森林管理署は、必要に応じて管理運営に係る確認等を行うことができる。また、熊本森林管理署は、当該確認等の結果に基づき、管理運営について必要な報告又は改善を出店者に求めることができる。

(10)使用許可の取消し又は変更

次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

- ① 国において使用許可物件を必要とするとき
- ② 出店者が許可条件に違反したとき
- ③ 上記「(7)使用上の制限等」に违背したとき

(11)使用許可満了時等の措置



提案内容の変更等は、上記期間内に限り取り扱う。

ウ 提出の条件

- ・期限内に提出しなかった場合は応募辞退とみなす。
- ・応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- ・応募書類は、返却しない。
- ・応募書類は、本応募に係る出店予定者選定の目的以外には使用しない。

① 提出(郵送)場所等

〒861-1331 熊本県菊池市隈府907 熊本森林管理署

総務グループ 担当：事務管理官 部原(電話：0968-25-2101)

(2) 質疑及び回答

- ① 提出書類 10(7)質疑書及び質疑書別紙
- ② 受付日時 令和8年2月26日(木)～2月27日(金)の間で、  
10時00分～12時00分、  
13時30分～16時30分
- ③ 受付方法 持参の場合 上記(1)の④と同じ場所  
E-mailの場合：ky\_kumamoto@maff.go.jp  
FAXの場合：0968-25-2104
- ④ 質疑回答 令和8年3月2日(月)を目途とする。  
郵送又はEメールにて応募者全員に回答する。

6 出店予定者の決定及び公表

(1) 出店予定者の決定方法

熊本森林管理署において、応募者を取りまとめ、使用許可公募選定審査委員会を開催し、企画内容及び資力、信用等を総合的に審査の上、国有財産の使用許可をする出店者を決定する。

(2) 書類審査の実施

所定期間内に適正に提出された書類について、熊本森林管理において使用許可公募選定審査委員会を開催し、書類審査を実施する。

なお、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、改めて補足、修正等の必要性を連絡しない。

応募者多数の場合は、書類審査で一定数に選定した上で、ヒアリングの実施又は追加資料の提出を求める場合がある。

(3) ヒアリング等の実施

ヒアリングを行う場合又は追加資料を求める場合は、改めて熊本森林管理署から該当者に日程を通知する。

(4) 出店予定者の決定時期及び審査結果の通知

出店予定者の決定は、令和3年3月中旬頃を予定している。

審査結果は、全応募者に、決定後速やかに通知する。

審査結果や内容についてのお問い合わせには応じられない。

(5) 出店予定者の公表

出店予定者の公表は、出店予定者決定後、速やかに予定しており、九州森林管理局ホームページで実施する。

7 使用許可の手続き

熊本森林管理署と出店予定者との間で国有財産の使用許可手続を行うものとし、その実施に当たっては別途連絡する。

8 出店予定者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、出店予定者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 正当な理由なくして、熊本森林管理署の指定する期日までに「国有財産使用許可申請書」の提出を行わなかった場合
- (2) 出店予定者の決定から使用許可の手続きまでの間に、出店予定者について資金事情の変化等により店舗の設置・運営の履行が確実にないと熊本森林管理署が判断した場合
- (3) 著しく社会的信用を損なう等により、熊本森林管理署飲料自動販売機の出店者としてふさわしくないと熊本森林管理署が判断した場合
- (4) 出店予定者が応募者の資格を失った場合

## 9 その他

出店者は、公募要綱、国有財産使用許可書及び各種法令を遵守するものとする。

また、本公募要綱等に記載のない事項及び細部については、あらかじめ熊本森林管理署と協議するものとし、疑義がある場合においては、熊本森林管理署の決定によるものとする。

令和 年 月 日

## 応募申請書

「熊本森林管理署庁舎内1階飲料自動販売機出店者公募要綱」に基づき、別添、企画書提案書類により応募の申請をします。

熊本森林管理署長 殿

(郵便番号)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

担当所属・職名  
担当者氏名  
電話番号  
Eメールアドレス

注) 印は代表者印を使用してください。

10 (2) 適合証明書

(別紙) 適合証明書

証 明 内 容	回 答
1 本公募要綱の「2基本理念」を十分に理解し、本公募内容について履行可能であるとともに、業務の遂行に意欲のある者であること。	
2 優良な販売商品及び良質なサービスを提供できる能力を有する者であること。	
3 本公募の公示日において、本公募と同様の業務内容について、3年以上の実績を有し現に存する自販機の販売管理を適正に行っている者であること。	
4 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。	
5 国税及び地方税を完納している者であること。	
6 本公募要綱の「4応募者の資格」に示す、暴力団等に関係しない者、また、公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者ではないこと。	
7 過去3年間に社会的失墜行為がない者であること。	
8 業務に当たり、免許、許可等を要する場合、適切に対応している者であること。	
9 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成29年2月)の22-12自動販売機設置の【判断基準】を満たしている者であること(「10(11)」参照)。 ただし、【判断基準】の①を満たさない場合は、補足資料により理由を記載することができる。	
10 業務に当たり、転倒防止対策などによる安全の確保、衛生管理対策などによる安心の確保に適切に対応している者であること。	

注) 1 回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。

2 補足資料等(A4判)を添付しても差し支えない(割り印不要)。

10（3）国有財産の使用料の額の提案書

令和 年 月 日

国有財産の使用料の額の提案書

熊本森林管理署長 殿

「熊本森林管理署庁舎1階飲料自動販売機出店者公募要綱」により、下記のとおり提案します。

(郵便番号)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

記

設置場所	申請機種及び商品	基準使用料	提案使用料
庁舎1階		10,589円	円

- 注) 1 印は、代表者印を使用すること。  
2 提案する機種のみ記載すること。  
3 上記各使用料は、消費税を除く。

10 (4) 誓約書

誓約書

当社は、

私は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。

なお、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、農林水産省に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不当行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不当行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

熊本森林管理署長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称

印

注) 冒頭の下線部は、法人又は個人の別により、記載すること。

その他の下線部は、説明のため記載したものであり、削除すること。

印は代表者印を使用すること。

10(5) 提出書類

書 類	内 容	提出部数
応募申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10(1) 応募申請書のとおり</li> <li>・ (別紙) として、10(2) 適合証明書を2カ所の割印印をする。</li> </ul>	1部
国有財産の使用料の額の提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10(3) 国有財産の使用料の額の提案書のとおり</li> </ul>	1部
誓約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10(4) 誓約書のとおり</li> </ul>	1部
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10(6) 企画提案内容については、様式、形式、サイズは任意とし、A4サイズに取りまとめること。</li> <li>・ 提案予定機種のパムフレット等を提出すること。</li> </ul>	7部
企業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の概要がわかる資料 (パムフレット等) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創立 (創業) 年月日</li> <li>・ 資本金 (出資総額) 及び借入金 (単位: 千円)</li> <li>・ 事業内容 (事業種目、取扱品目、サービス及び年間取扱高、損害賠償の加入状況、事業所所在地、従業員数 (正社員、非社員別) 主な取引等)</li> <li>・ 今回の提案に類似又は関連する実績</li> <li>・ 環境問題への対応、貴社 (者) のCSR活動等</li> </ul> </li> <li>・ その他、応募者のPRとなるもの</li> </ul>	7部
商号登記簿謄本	<p>いずれも原本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の場合 現に効力を有する部分のみ</li> <li>○ 個人の場合 商号を用いる場合は、商号登記簿謄本 商号を用いない場合は、本籍地の市区町村長が発行する「身分証明書」及び指定法務局の登記官が発行する「登記事項証明書」</li> </ul>	1部
印鑑証明書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書</li> </ul>	
定 款	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最新のもの (定款に代わるものの写しでも可)</li> </ul>	
社会的信用失墜行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去3年間の社会的信用失墜行為がある場合の具体的内容のわかるもの (有の場合はその行為の内容及び対応状況)</li> </ul>	
決算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近1年分の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 (個人の場合は、決算書等財産状態が確認できるものの写し (直近3年分))</li> </ul>	
納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最近1年分の法人税又は所得税の納税証明書、事業税の納税証明書</li> </ul>	
免許・許可書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案する企画の内容により、その企画を実施するために免許又は許可等が必要とされている場合、その免許又は許可書等の写し</li> </ul>	

注) 各種証明書等については、発行日から3か月以内のものとしします。  
証明書、免許書等以外の提出書類は、できる限りA4版としします。

10（6）企画提案内容一覧

主な企画計画	主 な 記 載 内 容
1. 商品の構成・価格	<p>新店舗で販売を予定している主な商品の種類及び予定価格の内容がわかるもの。</p>
2. 商品の供給体制	<p>商品の供給体制がわかるもの。</p>
3. 空容器回収（周辺清掃）等方法	<p>自動販売機で発生する空き容器の回収・処理するための方法等についてわかるもの。</p>
4. 安全・食品衛生	<p>利用者及び従業員の安全管理、食品衛生管理について、事故防止の体制及び事故への対応策がわかるもの。</p>
5. 自動販売機の機種及び特徴	<p>省エネタイプ、1か月あたりの消費電力、省エネルギー・環境対策に係る提案、メンテナンス、アフターサービス</p>
6. 苦情等の対応	<p>利用者からの苦情・要望等へ対応する体制等がわかるもの。</p>
7. 耐震対策	<p>自動販売機の耐震対策がわかるもの</p>

令和 年 月 日

## 質 疑 書

「熊本森林管理署庁舎内1階飲料自動販売機出店者公募要綱」に基づき、質疑書を別紙のとおり提出します。

熊本森林管理署長 殿

(郵便番号)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

担当所属・職名  
担当者氏名  
電話番号  
Eメールアドレス

注) 印は代表者印を使用してください。

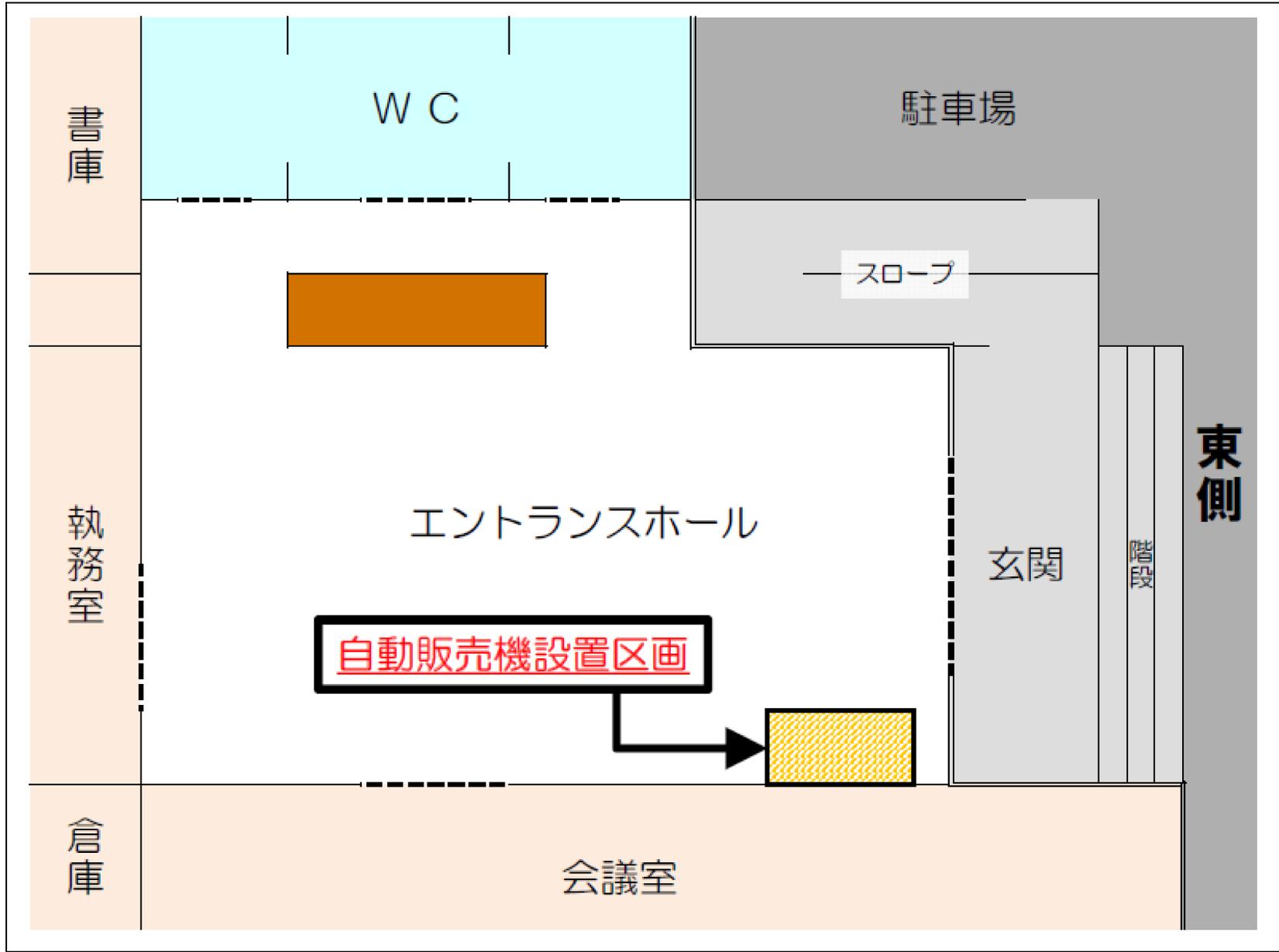
10 ( 7 ) 質 疑 書 別 紙

質 疑 事 項	質 疑 内 容

10 ( 8 ) 熊本森林管理署庁舎案内図



10 ( 9 ) 自動販売機出店箇所平面図



22-11 自動販売機設置

(1) 品目及び判断の基準等

<p>飲料自動販売機設置</p>	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。 イ. エネルギー消費効率達成率が120%以上であること。</li> <li>②紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあつては、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</li> <li>③自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</li> <li>④自動販売機本体は表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。</li> <li>⑤自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。</li> <li>⑥自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</li> <li>⑦屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。</li> <li>⑧飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。</li> <li>⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</li> </ul> <p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。</li> <li>②屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。</li> <li>③カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。</li> <li>④真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。</li> <li>⑤自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって電動車等又は低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。</li> <li>⑥飲料容器の回収に当たってプラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「23. ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。</li> <li>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li> <li>⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</li> </ul>
------------------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。
- ①商品常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
  - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
  - ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
  - ④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
- 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。
- 4 判断の基準①及び②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものには適用しないものとする。
- 5 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等。
- 6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 7 判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。
- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 10 判断の基準⑧については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。
- 11 配慮事項⑤の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 12 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
  - イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
  - ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式	
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$	
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm未満のもの）	$E=0.798Va+414$	
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	$E=0.482Va+350$
		電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482Va+500$
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機（庫内が2室のもの）	$E=0.306Vb+954$
		ホットアンドコールド機（庫内が3室のもの）	$E=0.630Vb+1474$
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.477V+750$
		ホットアンドコールド機	$E=0.401Vb+1261$
カップ式飲料	—	$E=1020[T \leq 1500]$ $E=0.293T+580[T > 1500]$	

- 備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- 4 E, V, Va, Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。
- E : 基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
- V : 実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）
- Va : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- Vb : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- T : 調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯水量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値）（単位：kJ）
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成19年経済産業省告示第289号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース(省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。 修理・保守性への配慮をしていること。
消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。	
リユース(再使用化)	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル(再資源化)	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。 プラスチックの種類の一貫化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

(2) 目標の立て方

当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。